

計画変更について

省エネ適合性判定を受けたあとに省エネ計画の内容に変更が生じた場合、軽微な変更を除き、建築主は建築物省エネ法第11条第2項の規定に基づき、その工事に着手する前に、計画変更に係る省エネ適合性判定を受ける必要があります。

省エネ適合性判定が必要となる計画変更の例

- 建築基準法上の用途の変更
- モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- 評価方法の変更（モデル建物法 ⇄ 標準入力法）

軽微な変更について

直前の省エネ適合性判定後に、省エネ基準に係る計画変更が建築物省エネ法施行規則第5条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法の完了検査申請時に、軽微な変更である旨を示す書類が必要となります。

軽微な変更内容と添付書類等

建築物省エネ法 軽微な変更ルート	変更内容	提出書類
ルート A	省エネ性能等が向上する変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更 （例：外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少）	・変更の内容がルート A・B の変更内容の範囲におさまっていること ・「建築物省エネ法軽微な変更説明書」とその変更に係る根拠資料を作成し提出。
ルート B	一定範囲内で省エネ性能が低下する変更 （例：機械換気設備の場合、送風機の電動機出力の10%を超えない増加であって、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更）	
ルート C	計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更	・所管行政庁又は登録省エネ判定機関が交付した「軽微な変更該当証明書」を提出。

軽微な変更該当証明書交付の手続きについて

建築主は、ルート C に該当する軽微な変更をした場合、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に対し、省エネ基準に係る計画変更が軽微な変更になっていることを証する書面の交付を求めることができます。

- 軽微な変更に応当している旨の証明交付申請書に、建築物省エネ法施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに必要事項を記載して添付してください。
- 変更に係る図書を添付してください。
- 軽微な変更に応当している旨の証明交付申請には手数料を要します。

(2)計画変更時の流れ

- 建築主は、適合性判定を受けた計画の変更(軽微な変更を除く。)を行った場合には、**当該工事着手前に変更後の計画について適合性判定を受けることが必要。**
- 変更内容が省エネに関する事項のみで、**他の建築基準関係規定に係る変更がない場合又は軽微な変更に該当する場合には、計画変更の確認申請は不要。**

【変更内容が省エネに関する事項のみの場合】

⇒ **計画変更の確認申請は不要。** 変更内容に応じて、次の手続きが必要。

